

議案第72号関連資料

明石市住民投票条例の再提案について

平成22年3月に自治基本条例が制定されて以降、これまで2度にわたり住民投票条例を提案いたしました。本条例は成立しておらず、自治基本条例で保障された住民投票制度が未だ確立されていません。

そのため、これまでの市議会のご意向を尊重するとともに、時勢に合わせた条例になるよう修正を行い、早期の制度確立を図るため、令和3年9月議会において条例案を再度提案するものです。

～これまでの市議会のご意見～

- 必要署名数は1/6以上が望ましい
- 署名の際の押印は必要である
- 制度に定住外国人を含めるかは賛否両論
- 早期制定が市民への責務である

～近年の時勢の変化～

- 全国的な押印廃止の流れ
- 地方自治法改正による直接請求手続における署名時の押印廃止(R3.9.1)
- 選挙権年齢の引下げ(H28.6)及び民法改正に伴う成人年齢の引下げ(R4.4.1)
- 条例制定の自治体数の増加(全国65自治体)

○ 規定する主な内容について

投票資格者	<p>満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とします。</p> <p>【考え方】 地方自治法に基づく選挙権者と同様とします。なお、定住外国人について、これまでの市議会における審議内容を踏まえ、投票資格者には含めていません。</p>
住民投票の請求手続等	<p>住民投票の実施に要する投票資格者(約252,000人)の署名数について、6分の1以上(約42,000人)の者の連署を必要とします。</p> <p>【考え方】 検討委員会が答申した8分の1(約32,000人)をはじめ、これまで多くのご意見がありましたが、前回提案時に最も多くのご意見を頂き、また、他市でも最も採用されている、6分の1で提案するものです。</p>
署名時の収集	<p>住民投票の実施請求者は、投票資格者の署名を求めますが、その際の押印は不要とします。また、署名収集期間は市の人口規模を勘案し、指定都市に準じ2か月間とします。</p> <p>【考え方】 全国的な押印廃止の動向及び地方自治法改正に伴い直接請求手続において署名時の押印が廃止されたことから、署名時の押印は不要とし、住民が参加しやすい制度とします。</p>

参考

○ 経緯

時 期	内 容
平成 22 年 4 月	自治基本条例施行 ・第 14 条に「住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。」と規定。
平成 25 年 8 月 ～翌年 10 月	「明石市住民投票条例検討委員会」設置 ・11 回の検討会議を経て、平成 26 年 10 月に「(仮称) 明石市住民投票条例の論点について」を市長へ答申。
平成 27 年 12 月	平成 27 年第 3 回定例会（12 月議会）において全会一致で否決 【主なご意見】答申通りとすべき、定住外国人は含めるべきでない、署名数の 6 分の 1 は厳しすぎる、押印は必要等
令和 2 年 3 月	令和 2 年第 1 回定例会（3 月議会）において賛成少数で否決 【主なご意見】答申通りとすべき、署名数は 6 分の 1 とすべき、押印は必要等

○ 検討委員会答申及びこれまでの議案内容の比較

主な論点	答申	H27. 12 議会	R2. 3 議会	R3. 9 議会
投票資格者 (定住外国人)	含める	含める	含めない	含めない
必要署名数	8 分の 1	6 分の 1	8 分の 1	6 分の 1
署名時の押印	不要	不要	不要	不要

○ 他市町村の常設型住民投票条例 (R3. 8 総務課調べ)

制定自治体数 (65 市町村)		
指定都市：2 市 (川崎市、広島市) 中核市：2 市 (川口市、豊中市) 一般市：45 市 (うち兵庫県内：丹波篠山市、宍粟市) 町村：14 町 2 村		
主な規定内容		
投票資格者	定 住 外 国 人	○含める：37 自治体 ○含めない：28 自治体
住民投票の 請求手続	住 民 の 署 名 数	○1/3 以上：12 自治体 ○1/4 以上：9 自治体 ○1/5 以上：10 自治体 ○1/6 以上：28 自治体 ○1/8 以上：2 自治体 ○1/10 以上：4 自治体
	押 印 の 要 否	○必要：64 自治体 ○不要：1 自治体